

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	園芸畜産課	整理番号	14-6
許認可等の種類	家畜市場の登録				
根拠法令条例等・条項	家畜取引法第3条				
許認可等の概要	家畜市場を開設しようとする者に対する市場登録及び登録証の交付				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家畜取引法第18条の規定により登録が取り消されて2年経過していること。</li> <li>2 家畜商法第7条第2項第1号に該当し免許を取り消されて、2年を経過していること。</li> <li>3 禁錮以上の刑に処せられた者又は家畜取引法、家畜商法、家畜伝染病予防法に違反し罰金に処せられた者は、2年経過していること。</li> <li>4 法人で役員のうち、上記3項に該当しないこと。</li> <li>5 家畜市場を開設し、運営するのに必要な資力信用を有していること。</li> </ol>				
基準の制定根拠	同法施行規則第1条				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	60日以内	(内訳) 経由機関 (地域振興局) 協議機関 ( ) 処分庁 農政部園芸畜産課		30日以内	30日以内
期間の制定根拠	—				